

第2回 生徒指導提要ゼミ①

～生徒指導提要を実際に読んでみる～

1. そもそも生徒指導とは…。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

自己実現の基礎にあるのは、日常の学校生活の場面における様々な自己選択や自己決定です。そうした自己選択や自己決定の場や機会を与え、その過程において、教職員が適切に指導や援助を行うことによって、児童生徒を育てていくことにつながります。ただし、自己決定や自己選択がそのまま自己実現を意味するわけではありません。選択や決定の際によく考えることや、その結果が不本意なものになっても真摯に受け止めること、自らの選択や決定に従って努力することなどを通して、将来における自己実現を可能にする力がはぐくまれていきます。また、そうした選択や決定の結果が周りの人や物に及ぼす影響や、周りの人や物からの反応などを考慮しようとする姿勢も大切です。自己実現とは単に自分の欲求や要求を実現することにとどまらず、集団や社会の一員として認められていくことを前提とした概念だからです。

自己指導能力をはぐくんでいくのは、学習指導の場を含む、学校生活のあらゆる場や機会です。授業や休み時間、放課後、部活動や地域における体験活動の場においても、生徒指導を行うことが必要です。その際、問題行動など目の問題に対応するだけにとどめることがないようにする必要があります。発達の段階に応じた自己指導能力の育成を図るには、各学校段階や各学年段階、また年齢と共に形成されてくる精神性や社会性の程度を考慮し、どの児童生徒にも一定水準の共通した能力が形成されるような計画的な生徒指導が求められます。

他方で、個々の児童生徒の発達状況を踏まえた個別の指導や援助も大切です。足りない部分を補ったり、望ましい部分をさらに伸ばしたりといったことも求められるからです。共通性を基盤に据えつつ個性のさらなる伸長を図っていくためには、学校が組織として計画的に生徒指導を行っていくことが必要なのです。教育課程全体の中で生徒指導がどのように位置付けられ、実際に行っていけばよいのかについて考えておくことが重要です。

メ モ

2. 発達観・指導観って何だ。

人間は、その存在自体が社会的なものと言えます。社会の中で育つことでしか、人間としての資質や能力が成長・発達することはないからです。生まれた時点では自力で生きていく力を持ってはおらず、周りの大人から保護されることなしには存在すらできません。空腹や排便などによる不快感を解消することも、自力ではままならないのです。同じようなことは、程度の差こそあるものの、就学前・就学後の児童生徒についてもあてはまります。大人に保護され、養育されることにより、自立した大人へと成長・発達していくことができるのです。

しかし、人間は社会によって一方的に育てられる受け身の存在でしかないというわけではありません。乳幼児期においてさえ、一個の独立した存在として自らの欲求を主張し、自らの力で成長・発達しようとする存在でもあるのです。いかにすれば自分の欲求を満たすことができ、自分を守ることができるのかという試行錯誤の中で、自分の属する集団や社会の食事の仕方や排便の方法などを学習し、集団や社会で認められたやり方に従うことで自己の欲求を実現する適応力を持った存在でもあります。さらに児童期・青年期へと成長・発達すると、新たな環境、新たな関係、新たな情報や知識などに触れることにより、新たな自己の欲求に目覚めたり、時に他者や社会とぶつかったりしながら、自らの人格を完成させようとしています。

つまり、人間の成長・発達というのは、個としての欲求の充足や人格の完成という側面が、社会への適応や社会の中での成功という側面と不可分の形で営まれていくものと言えます。そのいずれか一方のみで成り立つものではなく、いずれか一方のみが強調され過ぎた場合には他方が大きな支障をきたすといった関係にあるとすら言えるでしょう。生徒指導はもちろんのこと、学校教育そのものも、人間という存在やその発達過程に対するこうした考え方を前提にして行われていると言えます。教育基本法の第1条には、教育の目的として「人格の完成」と「平和で民主的な国家および社会の形成者として必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成」が併記されています。これも、社会によって守られ、はぐくまれてきた人格こそがその社会の未来を形成していく国民となり得ること、そしてそうした国民こそが次なる世代を適切に育成していくことができる、という人間発達と社会発展の関係を前提としているからと言えるでしょう。

例えば、学校の教室は、ある面から見れば、個々の児童生徒の欲求と集団や社会からの要請とがぶつかりあう場であると言えます。児童生徒が「したい」と考えた行動がそのまま行わせても構わ

ないことであれば、とりたてて指導することはありません。しかし、そうでない場合には、それを制止したり規制したり、個々の欲求を調整したりする必要がでてきます。時には、その行動を適切なものに修正させる必要もでてくるでしょう。そのような一連の指導が教育の営みの大きな部分を占めているのです。

しかし、その時々行動を規制することが教育の主目的ということではありません。また、適切なやり方を教え、児童生徒の行動が修正されていけばそれで教育の目的が達成されたと考えるわけにもいきません。児童生徒の行動が集団や社会の要請に従うものであれば、それで教育の役目は果たされたと考えるわけにはいかないからです。問題のある行動をその時点で正すことにとどまらず、児童生徒自らがその行動の適否について判断し、その結果、そうした行動を自ら進んで行わなくなるといように、児童生徒の内面に変化が生じるようにすることが、教育の本来の目的です。さらには、問題とされた行動のみならず、それ以外の不適切な行動についても、それまでの経験や指導から類推し、自ら判断して自らの行為や行動を律することができるようになることが望まれます。

また、問題のある行動だけでなく、好ましい行動に対しても同じことが言えます。すなわち、児童生徒が自らの行動の好ましさにについて判断し、進んで好ましい行動をとるようにしていくこと、さらには、それ以外の好ましい行動についても、自ら判断して自ら進んで行えるようになることが望まれます。形だけの指導や叱責・罰則などによって問題となる行動が抑制されているという状態にとどまっているだけでは、十分な教育を行ったとは言えません。あくまでも、児童生徒が、自らの欲求を大切にしつつ、社会との調和を図りながら、自らの人格の完成を自ら求め、自己実現を図っていけるような資質や能力をはぐくんでいくことが、教育に課せられた大きな課題なのです。生徒指導が、そうした教育活動において中心的な役割を果たしています。

児童生徒に求められるのは、知識や技能に加え、自分で課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」や、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」などの「生きる力」を身に付けることです。これらを念頭において、生徒指導を通じて基本的な資質や能力をはぐくんでいく必要があります。

3. 子どもの人格を完成させる。とはいったものの…。

児童生徒が主体的に人格の完成を求めるように育つためには、以下のような指導観に基づき指導を行う必要があります。

① 場や機会の提供

どのような行動が望ましく、又は問題とされるのかについて、知識や情報を提供することは必要なことです。しかし、それらを伝達しさえすれば、児童生徒がそれに従って行動するようになるというわけではありません。一般的な学習指導の場合と同様、伝えられた内容を児童生徒自身が理解し、身に付け、応用しようとししない限り、それが行動に移されることはありません。そのような場合、生徒指導の領域で用いられやすい一つの方法は、賞罰によって行動を促したり、抑制したりする方法です。しかし、これが自律性をはぐくむ考えとは馴染まないものであることは言うまでもありません。行動の基準が自分自身ではなく、第三者にある場合を他律的と呼びます。他律的に望ましい行動を行う、他律的に問題となる行動を抑えるというのは、導入としては意味があります。しかし、そうした他律的な指導が常態化したり、それなしには持続しなかったりという状況があるとすれば問題です。なぜなら、そこでは児童生徒自身の意欲や意志が十分に育っていないからです。そのため、児童生徒が主体的に取り組めるような場や機会を提供することが重要です。もちろん、単に場や機会を与えるだけで、児童生徒が進んで行動するとは限りません。重要なことは、児童生徒が主体的に取り組めるような場や機会を工夫することです。そうした場や機会を通して、好ましい行動を進んで行おうとするようになる、そして問題となるような行動は控えるようになるというような場や機会を設定することが必要なのです。

② 自己決定と参加・役割・責任感

提供される場や機会の内容そのものが、児童生徒にとって有意義で充実したものであることが大切なことは言うまでもありません。しかし、その内容以上に重要なことは、その指導の在り方です。指導に当たっては、児童生徒の自発性や自主性をはぐくんでいくための工夫が必要になります。例えば学校行事など全員が参加する活動について、児童生徒が単に参加しているだけというのでは、せっかく準備された場や機会であっても、「やらされている」という他律的な印象をぬぐえません。「どんな気持ちで参加したいか」「どんな行事にしたいか」を問いかけ、考えさせることが必要です。そして、「どのような気持ちで臨むのか」という目標を持って参加させるようにします。そうすることで「主体的に参加している」という気持ちにつながります。また、自分はそこでどのような役割を果たすのかを自覚させることも重要です。最も一般的なのは、学級や学年、あるいは学校の一員としてというものでしょう。集団の一員として参加できることがうれしいこと、誇らしいことであると感ずることは、より自発的・自主的な参加を促します。そのためには、平素から自己の

存在感が感じられるような学級経営や学校経営が求められます。その上で、改めて存在感を確認できる場や機会であることを認識させることが大切です。さらに、特別な役割（仕事）を与えていくことで、より一層の自発性や自主性が期待できるとともに、責任感を感じさせることができます。その役割を適切に果たすために努力し、それがうまく果たせたときに、さらなる自発性や自主性が生まれてくることが期待できます。その際、与えられたシナリオに沿って演じるだけの場合よりも、児童生徒自身が工夫する場面を設けることで、自発性や自主性が発揮できるようになります。ここに述べてきたことは、学級単位で提供される小さな活動から、学校全体で取り組むような活動、さらには地域にまで広がる活動の場合において、児童生徒への指導として共通する考え方です。様々な場や機会を利用して、児童生徒に自己決定を求めていくような指導を行うことが、自発性や自主性、自律性や主体性をはぐくむことにつながっていきます。

③ 教員のかかわり方

教員が主導して、役割からシナリオまで準備し、児童生徒はその通りに演じていくだけ、という場や機会の与え方ではなく、児童生徒が自発性や自主性を発揮しながら主体的に取り組める場や機会を提供することが重要であることを理解した上で、児童生徒にかかわり、指導を行っていくことが、教員には求められます。児童生徒が一から工夫して積み上げたものと、教員がきちんと練り上げて児童生徒に指示したものを単純に比較したならば、その出来映えの優劣は明白です。しかし、ここで大切なことは、そうした場や機会を通して児童生徒の自発性や自主性、自律性や主体性がいかにはぐくまれたかということなのです。出来映えのみを意識するあまり、教員が介入しすぎることは、児童生徒の成長・発達の機会を奪うことになります。もちろん、児童生徒の考えた内容が不適切な場合には、助言を行っていくことをためらう必要はありません。そのまま進めていくと危険が予想される場合、様々な不都合が生じることが予想される場合、明らかに失敗することが予想される場合など、教員が介入することは必要です。しかし、注意すべきことは、それによって児童生徒の自発性や自主性をそぐことのないような配慮のもとに指導を行うということです。また、児童生徒を励ましたり評価したりする場合には、出来映えそのものの評価以上に、その取組の姿勢、彼らの自発性や自主性、自律性や主体性に対する励ましや評価を中心に行うことが必要です。同時に、教員からの評価を得たいがために頑張るという他律的な行動に陥らせないためにも、自らの取組を自己評価させることが大切です。参加する前に自分で設定した目標を達成できたかどうかを参加後に評価させることで、自らの自発性や自主性、自律性や主体性を自ら評価することができます。